

駐車監視員活動ガイドライン

平成29年11月1日改定

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置駐車車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

※ 祭礼・イベントその他警察署長の指示により、ガイドラインの範囲外で活動する場合があります。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置駐車車両の確認等を実施する。

重点路線	◎ 最重点路線	
	路線 (区間)	重点時間帯
	主要地方道名古屋長久手線 (打越交差点～大久田東交差点)	9時～21時
	県道岩藤名古屋線 (西山口交差点～梅森坂交差点)	9時～21時
	主要地方道名古屋第2環状線 (藤森交差点～梅森坂交差点)	9時～21時
	および県道浅田名古屋線	
県道力石名古屋線 (猪高台交差点～藤が丘駅東交差点)	9時～21時	
重点路線	○ 重点路線	
	路線 (区間)	重点時間帯
	県道田柘名古屋線 (猪子石西原交差点～引山交差点)	9時～18時
	市道猪子石線 (下坪交差点から朝日が丘交差点)	9時～18時

重点地域	◎ 最重点地域	
	地域 (町名)	重点時間帯
	地下鉄藤が丘駅周辺 ・藤が丘・藤見が丘・明が丘・小池町 ・朝日が丘・富が丘・豊が丘・高柳町 ・望が丘・宝が丘・照が丘・藤里町 ・姫若町・小井堀町・藤香町	9時～21時
	地下鉄本郷駅・ 上社駅周辺 ・本郷一丁目～三丁目・藤森一丁目～二丁目 ・上社一丁目～五丁目・社が丘一丁目～四丁目	9時～21時
	地下鉄一社駅周辺 ・高社一丁目～二丁目・一社一丁目～四丁目 ・社台一丁目～三丁目	9時～21時
	○ 重点地域	
	地域 (町名)	重点時間帯
	亀の井地区 ・亀の井一丁目～三丁目・名東本通1丁目、2丁目 ・名東本町	9時～18時
	西山地区 ・にじが丘一丁目～三丁目・植園町1丁目～3丁目 ・扇町1丁目、2丁目	9時～18時
	北一社地区 ・社口一丁目、二丁目・上菅一丁目、二丁目 ・丁田町	9時～18時
平和が丘地区 ・平和が丘一丁目～五丁目	9時～18時	
よもぎ地区 ・つつじが丘・よもぎ台一丁目～三丁目 若葉台・八前一丁目～三丁目	9時～18時	
猪子石地区 ・赤松台・山の手一丁目～三丁目・文教台一丁目、二丁目 ・猪子石一丁目～三丁目・猪高台一、二丁目・石が根	9時～18時	
香流地区 ・香流一丁目～三丁目・香南一丁目、二丁目 ・猪高町猪子石・猪高町藤森・藤森西町	9時～18時	
貴船地区 ・貴船一丁目～三丁目・陸前町	9時～18時	
○ 自動二輪・原付重点地域 [●●●●●●]		
地域 (町名)	重点時間帯	
地下鉄藤が丘駅周辺	9時～18時	
地下鉄一社駅周辺	9時～18時	

愛知県名東警察署